

議案第 67 号

連続式焼物機の取得について

下記のとおり連続式焼物機を取得するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三田市条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 8 月 27 日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 取得数量

1 台

2 取得の目的

ゆりのき台給食センターで使用する連続式焼物機について、既存機器の老朽化に伴い、新たに連続式焼物機を取得し、焼物調理能力を高めるとともに、安心で安定した学校給食業務の運営を図る。

3 取得金額

23,100,000 円

4 取得の相手方

神戸市東灘区住吉宮町 1 丁目 21 番 16 号

株式会社アイホー神戸営業所

所長 田中健一

連続式焼物機の概要

1 設置場所

三田市立ゆりのき台給食センター

2 形状、構造機能等

- (1) 外形寸法（8,000mm×1,640mm×2,350mm）以内とする。
- (2) パススルー方式で非加熱ゾーンと加熱済ゾーンの動線分離を行い、ガス加熱方式とする。
- (3) 蒸気加湿システムを装備し、焼物調理及び一部蒸し物調理ができる。

3 加熱調理能力

調理方法	献立名	重量	処理量
焼物加熱	ハンバーグ（冷凍）	60g	5,900個/時
〃	サバの塩焼き（冷凍）	60g	5,500個/時
蒸し物加熱	蒸しシュウマイ（冷凍）	20g	9,000個/時

※上記のような能力を有し、焼物や蒸し物など多くのメニューでの活用ができます。